

秋田県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画に係る  
取組の実施状況について（平成29年度）

平成30年3月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合

次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6号に基づき、平成29年度における秋田県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画に係る取組の実施状況について、次のとおり公表する。

1 取組の実施状況

(1) 超過勤務の縮減

- ・恒常的な長時間労働を削減するため、事務処理体制の見直しによる適正な人員配置を行った。
- ・毎週水曜日をノー残業デーに設定し、急務等がある場合を除き、定時退庁とした。

(2) 休暇の取得の促進

- ・ゴールデンウィーク期間や夏季（7月から9月まで）等における連続休暇の取得を奨励した。
- ・年次休暇取得促進に向け、職員へ周知を行った。

(3) 関係例規の整備と制度の周知

- ・非常勤職員が、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に、当該子が2歳に達する日まで育児休業を行うことができるよう、育児休業等に関する条例を改正したほか、子育てに関する休暇制度について、職員に周知を行った。